

協会けんぽ青森支部からのお知らせ(令和3年1月)

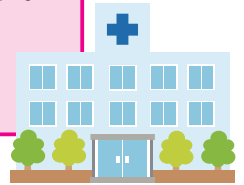
令和2年度「医療費のお知らせ」をお送りします

協会けんぽでは、健康保険事業の健全な運営を図るために、年に一回、加入者の皆様にご自身の治療等にかかった医療費について確認していただく「医療費のお知らせ」を発行しています。

掲載内容 …… 令和元年10月～令和2年9月診療分の情報を記載します。

送付時期 …… 令和3年1月中旬から2月上旬

送付先 …… 事業所様宛(任意継続被保険者の方はご自宅)



医療費のお知らせは、医療費控除の申告に使用できます。

◆令和2年10月～12月の診療分や、記載されていない医療費については、医療機関等からの領収書に基づき作成した医療費控除の明細書を申告書に添付する必要があります。

◆確定申告(医療費控除)に関しては国税庁ホームページ又は最寄りの税務署にてお確かめください。

「医療費のお知らせ」に関するお問い合わせ：協会けんぽ 青森支部 レセプトグループ 017-721-2715

協会けんぽの加入者向け「情報提供サービス」に登録すると

インターネットでも医療費情報を照会できます

ご利用方法

1

ホームページトップのキーワード検索、もしくは二次元コードよりアクセス!

情報提供サービス

検索



協会けんぽホームページの「情報提供サービスの概要」ページより、情報提供サービストップ画面にお進みください。

2

利用申請(被保険者)より、利用申請をお願いします。

3

後日、協会けんぽより郵送でユーザーID、パスワードをお送りします。

→WEB上で照会開始!

※ユーザーID・パスワードの取得申請をした月の翌月21日ころから

医療費情報を最大2年分参照することができます。ご家庭の医療費の見直しに、ぜひお役立てください!

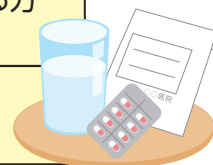
※医療費情報の更新は、毎月1回21日頃行われます。2年を経過した情報は古いものから順に削除されます。

※WEBページを印刷したものは医療費控除にはご利用いただけません。

ジェネリック医薬品軽減額通知(2回目)をお送りします

協会けんぽでは、「処方されたお薬をジェネリック医薬品に切替えた場合、どのくらいお薬代が安くなるか」を加入者(被保険者)様へお知らせいたします。ジェネリック医薬品への切り替えに、ぜひお役立てください。

お送りする方	・主に生活習慣病や慢性疾患などの先発医薬品を長期間服用されている方 ・お薬代の自己負担軽減額が一定額以上見込まれる方
送付時期	令和3年2月頃予定



※ジェネリック医薬品軽減額通知は、先発品以外にも、ジェネリック医薬品という選択肢があることをお知らせする目的で送付しています。必ずしもジェネリック医薬品に切り替えていただかなければならないものではありません。

協会けんぽでは、加入者の皆さまのお薬代の負担軽減が図られるほか、健康保険財政の改善にもつながることから、「ジェネリック医薬品」の使用を推進しています。

ジェネリック医薬品の様々な疑問について、協会けんぽ青森支部では漫画でご紹介しています。二次元コードよりご覧ください！

漫画はこちら



ジェネリック医薬品軽減額通知に関するお問い合わせ：協会けんぽ 青森支部 企画総務グループ 017-721-2713

退職後の健康保険のご案内

ご退職後の健康保険は、国民健康保険、任意継続、ご家族の健康保険(被扶養者)の3つの選択肢がございます。ご自身でご選択の上、ご加入される健康保険にお手続きください。

国民健康保険

お住まいの市区町村の国民健康保険担当課等にお問い合わせください。

任意継続

(在職時に加入していた保険制度に継続加入)

- ・退職日までに被保険者期間が継続して2か月以上あること
- ・退職日の翌日から20日以内に手続きをすること

ご家族の健康保険の被扶養者

ご家族が加入されている健康保険の扶養認定条件を満たす必要があります。

※所得等の条件がありますので、ご家族の勤務先にご確認ください。

加入
条件

協会けんぽの任意継続のお申込み

「任意継続被保険者資格取得申出書」をお住まいの住所地を管轄する協会けんぽへ郵送でご提出願います。

※申出書は協会けんぽホームページからダウンロード可能です。

任意継続保険に関するお問い合わせ：協会けんぽ 青森支部 業務グループ 017-721-2714